

変えなきゃ！議会 2007

～統一自治体選挙に向けて～

自治体議会改革フォーラム キックオフ！！

政務調査費や議員特権がクローズアップされ、世間では「議会はいらない」という風潮すら見え隠れしています。民主主義の原点ともいうべき、自治体議会のあり方に「関心を寄せない」市民が世の中の多数になる現状に対し、わたしたちは強い危機感を抱いています。議会は変わらないと諦めてしまう前に、わたしたちには成すべきことがあるはずです。

そこで、市民活動の原則「気付いた者から発信する」に従い、皆様に呼びかけていきたいと思えます。

政党・会派・イデオロギーを超え、自治体議会を、21世紀の時代状況に適合させるべく改革し、地域民主主義の基盤をつくり直す運動に、ぜひご参加ください。

2007年

1月25日(木)

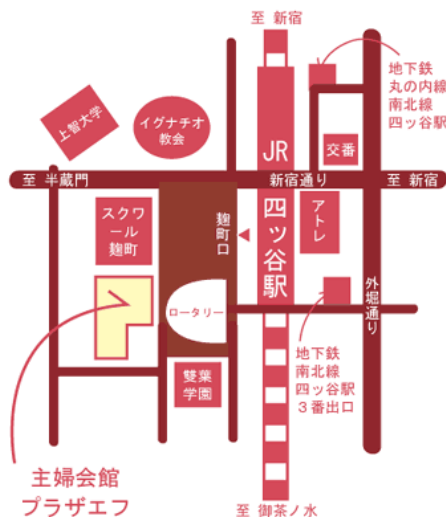
14:00~15:30

会場 **主婦会館プラザエフ**

東京都千代田区六番町15番地 TEL 03-3265-8111

JR「四ツ谷」駅 麹町口前(歩1分)

参加費：無料



自治体議会改革フォーラム 呼びかけ人

安立清史 (九州大学) / 宇都幸子 (みらいネット) / 木原勝彬 (ローカル・ガバナンス研究所) / 佐藤竺 (第2次地方(町村)議会活性化研究会/成蹊大学) / 塩田三恵子 (東京市民調査会) / 須田春海 (環境自治体会議) / 竹下譲 (自治体議会政策学会/四日市大学) / 田嶋義介 (ローカル・マニフェスト推進ネットワーク中国/島根県立大学) / 辻山幸宣 (地方自治総合研究所) / 坪郷實 (市民がつくる政策調査会/早稲田大学) / 並河信乃 (行革国民会議) / 西尾真治 (埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク/三菱UFJリサーチ&コンサルティング) / 廣瀬克哉 (埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク/法政大学) / 又木京子 (全国市民政治ネットワーク・ローカルパーティー研究会) / 森屋裕子 (NPO法人フィフティネット) / 山本啓 (ローカル・マニフェスト推進ネットワーク東北/東北大学) / 横山純子 (市民と議員の条例づくり交流会議実行委員会)

※50音順 2007年1月10日現在

自治体議会 改革フォーラム

準備会

【連絡先】

自治体議会改革フォーラム準備会事務局 (市民立法機構 内)

住所◎〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3-2F

TEL◎03-3234-3844 FAX◎03-3263-9463

E-mail◎arf@citizens-i.org

=プログラム=

14:00 本日までの経緯 横山純子（市民と議員の条例づくり交流会議実行委員会）

14:05 提起「めざすべき自治体議会の改革目標10」

廣瀬克哉（埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク／法政大学）

14:30 質疑応答 ⇒ 自治体議会改革フォーラム 発足

14:50 自治体議会改革フォーラムの今後の活動 塩田三恵子（東京市民調査会）

15:00 自由討議「自治体議会を変えるために」 コーディネーター 廣瀬克哉（～15:30）

変えなきゃ！議会2007 私たちがめざす改革目標10の提案（案）

議会は、市民、議員、長等の自由な討論による「民主主義の広場」です。

その実現のため、2007年統一自治体選挙で、まずステップ1の改革項目を実現する議員を多数選び、さらに、ステップ2、ステップ3を目標に改革に取り組めます。

○ステップ1【2007年統一自治体選挙での共通改革目標】

1. 議員同士が責任を持って自由に討議する議会

市民の多様な声を代表する議員が、自ら議案を提案し、自治体運営全般について討議し、地域の意思決定を行っていく場をつくり出すこと。自由な討議形式等の導入。

2. 市民も参加できる開かれた議会

請願・陳情をした場合の説明にとどまらず、一般的な議案の審議でも、市民が直接自分の声で発言できる機会の保障。公聴会、参考人招致等の手法の積極的な活用。

3. 積極的に情報を公開し透明性のある議会

本会議だけでなく委員会も公開を原則とし、議事録、議案関連資料等の公開、インターネットによる動画記録等により、いつでも市民に説明責任が果たせる体制の整備。議会としての地域報告会等の開催。

○ステップ2【今の制度のもとでも実現できるはず！：まだできていなかったらすぐに着手しよう】

4. 一問一答で分かりやすい議論をする議会

一問一答による自由で緊張感ある質疑を行うこと。

5. 市民に分かりやすい議会

傍聴者にも議員と同じ議案資料を配付し、メモ等を認め、傍聴者が議事を理解しながら傍聴できる環境を整えること。

6. 行政となれ合わない議会

質問の全文事前通告をやめること。議会に議案が提出される前の段階で執行側の政策検討の場に議員が参加することを、法定のもの以外は止め、議会で実質的な政策の検討と決定を行うこと。

7. 市民と政策をつくる議会

議案の審議や自治体政策についての調査検討のために専門家の知見を積極的に活用し、議会が市民と協力して主体的に政策づくりにとりくむこと。

8. 行政から独立した事務局をもつ議会

議会の機能を支える議会事務局を、行政職員のローテーションや首長の人事権による配属ではなく、議会事務局職員として雇用し、育成していくしくみをつくること。そのため必要であれば、自治体議会の連合体としての取り組みを進めること。

○ステップ3【地方自治法を変えて改革しよう】

9. 実効性あるチェック機能をもつ議会

議会と議員のそれぞれが実効性ある行政のチェックを行えるよう、調査実行の手続等を整備し、予算、人員を確保すること。議会が市民からの苦情に応じて問題点を把握し、解決を図る体制を整えること。

10. 自ら運営できる議会

自立したひとつの代表機関として、議長による定例会、臨時会の招集権を確立し、議会予算の編成と執行を議会自らが行える制度を実現すること。